

改正

昭和56年2月26日杉総経発第2432号
昭和62年11月19日杉総経発第1639号
平成4年3月18日杉総経発第2608号
平成5年1月22日杉総経発第2426号
平成16年3月29日杉並第35078号
平成21年1月15日杉並第56203号
平成29年3月31日杉並第70277号
平成30年3月30日杉並第66177号
令和2年12月18日杉並第49275号
令和7年3月6日杉並第72676号
令和8年2月4日杉並第57500号

杉並区公共工事の前払金取扱要綱

(目的)

第1条 杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号。以下「規則」という。）第49条に規定する公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前払金の対象)

第2条 規則第49条第1項に規定する前払金の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「工事」という。）とする。

(前払金の率)

第3条 規則第49条第1項に規定する前払金の率は、次に定めるところによる。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事については、契約金額の4割を超えない範囲とする。
- (2) 前号以外の設計及び測量等の公共工事については、契約金額の3割を超えない範囲とする。

(前払金の制限)

第4条 第2条により前払金の対象とされる工事であっても、1件の契約金額が200万円未満のものについては、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、区長が、予算執行上の都合その他のやむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数処理)

第5条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(前金払の対象及び率等の明示)

第6条 前払金の対象とされる工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示する。

(前払金に関する特約事項)

第7条 前払金を支払う工事の契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付する。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第8条 区長は前払金の請求を、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、

その保証証書を区長宛てに提出させた上で、行わせる。

- 2 前項にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。
- 3 前払金の請求を受けたときは、区長は遅滞なくこれを支払う。
(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第9条 規則第49条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額に対する前払金に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。以下第2号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額
 - (2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に対する前払金に相当する額を差し引いた額
- 2 規則第49条第2項の規定により前払金の追加払をするときは、当該契約変更の日以後、第10条により保証契約変更後の保証証書を区長宛てに提出させた上で、契約の相手方の請求により行う。
 - 3 規則第49条第2項の規定により前払金を返還させるときは、その契約変更の日から区長が指定する日までに返還させる。この場合において、契約の相手方が返還期限までにその前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「財務大臣の定める率」という。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収する。
 - 4 規則第49条第2項に規定する場合において、残工期等が30日未満のとき、その他区長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。
(保証契約の変更)

第10条 規則第49条第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区長宛てに提出させる。

- 2 既定の工期等が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。
- 3 規則第49条第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期等が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区長宛てに提出させる。
(前払金を支払った場合の部分払いの限度額)

第11条 前払金を支払った土木工事、建築工事及び設備工事について部分払いするときは、規則第50条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額の範囲内で支払う。

部分払金額 ≤ 既済部分の代価 × ((9/10) - (前払金額/契約金額))

(前払金の使途制限)

第12条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第13条 規則第49条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させる。

- 2 規則第49条第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、その返還額に財務大臣の定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収する。

第14条 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は第3条による額を支払う。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末におけるその工事の既済部分に対応する額を超えるときは、その超過額は、支払済額として整理する。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う工事であるため第4条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができる。

附 則 (昭和56年2月26日杉総経発第2432号)

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に締結されている契約についてはなお従前の例による。

附 則 (平成21年1月15日杉並第56203号)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に締結されている契約についてはなお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日杉並第70277号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に締結されている契約についてはなお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日杉並第66177号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に締結されている契約についてはなお従前の例による。

附 則 (令和7年3月6日杉並第72676号)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日前に締結された契約及び同日以後に締結される契約で同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和8年2月4日杉並第57500号)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に締結されている契約についてはなお従前の例による。